

2020年12月8日

会員各位

一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会
選挙管理委員会 委員長 明神哲也

2021年度 社員(評議員)選挙の公示

謹啓、会員の皆様におきましては、日頃より一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会にお力添えをくださり、心より御礼申し上げます。

評議員選挙の実施が遅くなり、大変ご心配をおかけしました。一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会定款および定款施行細則(学会ホームページ参照)に基づき社員(評議員)選出の選挙を以下の日程と要領で実施いたします。ご多忙の所申し訳ありませんが、多くの会員の方の投票への参加をお願い致します。

記

1. 日程概要

2020年10月 選挙人・被選挙人の決定

2020年 **12月9日(水)12時より12月18日(金)15時** 評議員選挙

2020年12月 評議員決定

2. 選挙人と被選挙人について

- 1) 定款施行細則(評議員の選挙人資格)第4条に基づき、2020年8月31日迄に2020年度までの会費納入済みの会員を選挙人及び被選挙人とする。
- 2) 定款施行細則(評議員の被選挙権)第5条 評議員に選任されるには、入会年度を含めて3年以上を経過し、1)に該当する正会員で、定款第18条第4項但し書きの再任制限に該当しないことを要する。
- 3) 定款第18条第4項に基づき評議員の任期は、選出年度の最終の定時社員総会の終了から、選出の4年後に実施される定時社員総会終了の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して2期を超えて在任することはできない。

3. 社員(評議員)の選出および人数

- 1) 評議員は正会員による評議員選挙により選出する。
- 2) 2021年度より評議員数が60名となるため、新たな評議員の選出数は26名(9月1日時点)とする。
- 3) 評議員の選出人数は、定款施行細則第3条により7地区とし、選挙年度の会員比率に基づき、北海道・東北 1名、関東・甲信越 5名、東京 5名、東海・北陸 4名、近畿 4名、中国・四国 4名、九州・沖縄 3名とする。
- 4) 選出方法はWEB投票とする。

以上